

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

互助組合理程等の一部改正について

平素から当互助組合の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記のこのことについて、令和6年2月20日開催の理事会において次のとおり改正されました。
貴所属会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 規程等 一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則
 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程
- 2 改正内容 一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則
 掛金率及び定額掛金の変更に伴う改正
 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程
 介護助成金算出時に使用する掛金率の変更に伴う改正
- 3 施行年月日 令和6年4月1日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月20日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則(昭和44年6月30日制定)の一部を次のように改正する。

第16条中、「1,000分の6(会員のうち短時間勤務の者については、定額800円)」を「1,000分の7(会員のうち短時間勤務の者については、定額1,000円)」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則新旧対照表

新	旧
第16条 会員は、毎月給料扶養手当の合計額の <u>1,000分の7</u> (会員のうち短時間勤務の者については、定額 <u>1,000円</u>)を掛金として給与受領の際納入しなければならない。	第16条 会員は、毎月給料扶養手当の合計額の <u>1,000分の6</u> (会員のうち短時間勤務の者については、定額 <u>800円</u>)を掛金として給与受領の際納入しなければならない。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月20日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程(昭和49年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第27条の3第2項中、「1,000分の6」を「1,000分の7」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程新旧対照表

新	旧
第27条の3 略	第27条の3 略
2 前項の介護助成金の額は、介護休暇1日につき給料の月額（会員のうち短時間勤務の者については、掛金から <u>1,000分の7</u> で除した額）の22分の1に相当する金額の100分の83.75に相当する額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ロに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額） $\times 30 \times 0.67 \div 22$ を上限とする。以下、この条において「給料日額の100分の83.75相当額」という。）に、地方公務員等共済組合法第114条第3項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（地方公務員等共済組合法の適用を受けない者にあつてはこれに相当する額）及び運営規則第16条第1項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（以下、この項において「掛金の日割り相当額」という。）を合算した額とする。ただし、時間を単位とする介護休暇を取得したときは、給料日額の100分の83.75相当額及び掛金の日割り相当額のそれぞれ1日あたりの勤務時間で除して得た額に当該取得時間を乗じて得た額の合計額とする。	2 前項の介護助成金の額は、介護休暇1日につき給料の月額（会員のうち短時間勤務の者については、掛金から <u>1,000分の6</u> で除した額）の22分の1に相当する金額の100分の83.75に相当する額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条第4項第2号ロに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額） $\times 30 \times 0.67 \div 22$ を上限とする。以下、この条において「給料日額の100分の83.75相当額」という。）に、地方公務員等共済組合法第114条第3項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（地方公務員等共済組合法の適用を受けない者にあつてはこれに相当する額）及び運営規則第16条第1項の規定により算定される掛金を日割りした額に相当する額（以下、この項において「掛金の日割り相当額」という。）を合算した額とする。ただし、時間を単位とする介護休暇を取得したときは、給料日額の100分の83.75相当額及び掛金の日割り相当額のそれぞれ1日あたりの勤務時間で除して得た額に当該取得時間を乗じて得た額の合計額とする。